

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成16年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は入札説明書によります。

政策チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月8日

長野県福祉大学校長 須江 守

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県福祉大学校清掃業務委託一式

(2) 役務の特質

長野県福祉大学校校舎の清掃作業

(3) 履行期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(4) 履行場所

諏訪市清水2-2-15

長野県福祉大学校校舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2の規定に基づき建築物における清掃を行う事業について長野県知事の登録を受けた者であること。

(5) 過去に延床面積3,000㎡以上の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市清水2-2-15

長野県福祉大学校事務室

電話 0266(52)1459

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年3月25日 午後2時

ただし、本契約に係る予算の議決が3月25日以降になった場合は、その議決のあった日の翌日(その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日の直後の月曜日)の午後2時とします。

イ 場所 長野県福祉大学校 大研修室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成15年3月17日(水)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は入札説明書によります。

厚生課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年 3月 8日

長野県立木曽病院長 宮坂 斉

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
ブラインド145枚及びカーテン346枚
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書のとおりです。
- (3) 借入期間
平成16年 5月 1日から平成17年 3月31日まで

- (4) 借入場所
木曽郡木曽福島町6613- 4
長野県立木曽病院

- (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年 4月 1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

木曽郡木曽福島町6613- 4
長野県立木曽病院 事務局
電話 0264 (22) 2703 内線 2213

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成16年 3月29日 午後 2時20分
イ 場所 長野県立木曽病院 講堂

(3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

- ア 日時 平成16年 3月26日 午後 5時(必着)
- イ 場所 木曽郡木曽福島町6613- 4
(専用郵便番号 397-8555)
長野県立木曽病院 事務局庶務係

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年 3月18日(木)午後 3時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の可否

必要です。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成16年 4月 1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。
- (2) 詳細は入札説明書及び仕様書のとおりです。

医務課県立病院室

公告

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成16年 3月 8日

長野県公営企業管理者 古林 弘 充

名称	所在地	指定年月日
有限会社渡辺設備	上田市大字小島342番地 8	平成16年 3月 2日
トシマ家電	上田市大字仁古田582番地	平成16年 3月 2日
中堀建設株式会社	上水内郡中条村大字住良木 650番地	平成16年 3月 2日
総合設備マルトミ	埴科郡坂城町大字綱掛 900番地94	平成16年 3月 2日

水道課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月8日

長野県総合教育センター所長 長 沼 善 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県総合教育センター清掃業務委託

(2) 役務の特質

長野県総合教育センター及び構内の清掃作業

(3) 履行期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(4) 履行場所

塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4

長野県総合教育センター及び構内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)の規定に基づき建築物における清掃を行う事業について長野県知事の登録を受けた者であること。

(5) 過去に延床面積3,000㎡以上の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4

長野県総合教育センター庶務部

電話 0263(53)8800(直通)

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年3月29日 午前10時

イ 場所 長野県総合教育センター第6研修室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年3月19日(金)午後5時

までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成16年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は入札説明書によります。

教学指導課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月8日

長野県総合教育センター所長 長 沼 善 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県総合教育センター宿直業務委託

(2) 役務の特質

長野県総合教育センター宿直時の受付管理、連絡業務等

(3) 履行期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(4) 履行場所

塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4

長野県総合教育センター

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に同規模の施設で同種の業務契約を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本社又は営業所等を有している者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4
長野県総合教育センター庶務部
電話 0263 (53) 8800 (直通)
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成16年3月29日 午前11時
イ 場所 長野県総合教育センター第6研修室
- (3) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年3月19日(金)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
必要とします。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成16年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。
- (2) 詳細は入札説明書によります。

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月8日

長野県総合教育センター所長 長 沼 善 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県総合教育センター空調設備保守管理業務委託

(2) 役務の特質

長野県総合教育センター空調設備の保守点検

(3) 履行期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(4) 履行場所

塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4

長野県総合教育センター

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 過去に同規模の施設で同種の業務契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

- (5) 緊急時の出動要請に終日対応できる体制が整備できる者であること。

- (6) 長野県内に本社又は営業所等を有している者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4

長野県総合教育センター庶務部

電話 0263 (53) 8800 (直通)

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年3月29日 午後1時

イ 場所 長野県総合教育センター第6研修室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年3月19日(金)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成16年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は入札説明書によります。

<p>教学指導課</p>

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月8日

長野県総合教育センター所長 長 沼 善 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県総合教育センター空調自動制御設備保守管理業務委託

(2) 役務の特質

長野県総合教育センター空調自動制御設備の保守点検

(3) 履行期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(4) 履行場所

塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4

長野県総合教育センター

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記

載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に同規模の施設で同種の業務契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

(5) 緊急時の出動要請に終日対応できる体制が整備できる者であること。

(6) 長野県内に本社又は営業所等を有している者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4

長野県総合教育センター庶務部

電話 0263(53)8800(直通)

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年3月29日 午後2時

イ 場所 長野県総合教育センター第6研修室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年3月19日(金)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成16年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。
- (2) 詳細は入札説明書によります。

教学指導課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月8日

長野県総合教育センター所長 長 沼 善 朗

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
長野県総合教育センターエレベーター保守点検業務委託
- (2) 役務の特質
長野県総合教育センターエレベーターの定期点検、精密点検、遠隔監視、異常監視等
- (3) 履行期間
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 履行場所
塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4
長野県総合教育センター
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に5階建て以上の建物においてエレベーターの保守管理業務委託を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 緊急時の出勤要請に対し原則40分以内に到着できる体制を整備できる者であること。
- (6) 長野県内に本社又は営業所等を有している者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4
長野県総合教育センター庶務部
電話 0263(53)8800(直通)

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成16年3月29日 午後3時
イ 場所 長野県総合教育センター第6研修室
- (3) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年3月19日(金)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。
- (7) 契約書作成の可否
必要とします。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成16年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。
- (2) 詳細は入札説明書によります。

教学指導課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月8日

長野県総合教育センター所長 長 沼 善 朗

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
長野県総合教育センター植栽(樹木等)管理業務委託
- (2) 役務の特質
長野県総合教育センターの樹木、芝生等の管理
- (3) 履行期間
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 履行場所
塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4
長野県総合教育センター
- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に同規模の施設で同種の業務契約を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本社又は営業所等を有している者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4
長野県総合教育センター庶務部
電話 0263(53)8800(直通)

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成16年3月29日 午後4時

イ 場所 長野県総合教育センター第6研修室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年3月19日(金)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成16年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。
- (2) 詳細は入札説明書によります。

教学指導課

公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、平成12年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき長野県知事が講じた措置について、次のとおり通知があったので、同項の規定により、これを公表します。

平成16年3月8日

長野県監査委員 石坂千穂
同 樽川通子
同 丸山勝司
同 東方久男
15医県第74号

平成16年(2004年)2月13日

長野県監査委員 様

長野県知事 田中康夫

平成12年度包括外部監査に係る措置について(通知)

平成13年3月21日付けで包括外部監査人小林邦一氏から提出のあった、平成12年度包括外部監査に関する報告(及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見)に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

記

1 監査の対象となった事件名

県立病院の事業の管理及び財務事務の執行について

2 措置の内容

(1) 事業の管理について

事 項	監 査 結 果 (要旨)	措 置 の 内 容	
ア 地域における 県立病院の役割	(ア) 須坂病院	新棟をいかに活用し、病院の独自性を出していくかが課題である。	中期計画(H15~19年度)を策定し、平成15年4月から、新たに結核病棟を開設し結核患者を受け入れ、結核・エイズ等の感染治療の充実を図るとともに、平成15年11月の女性専用外来を開設するなど、経営改善も含めて達成に向けた取り組みを実施している。
	(イ) 駒ヶ根病院	施設の全面改修に向けては、早期に今後の基本的な方針を決定し、建築計画段階からそれらが反映される配慮が必要である。	平成16年1月「駒ヶ根病院整備検討委員会」から病院整備に関する基本的な方向を示す提言があり、その内容に沿って今後の検討を進めていく。
	(ウ) 阿南病院	病床数や診療科目の見直し、要員配置の再検討など基本的な診療体制から再構築を検討すべきである。	平成17年4月の療養病棟の開設に合わせて、病床数を見直すとともに、休診中の歯科・耳鼻いんこう科・皮膚科を廃止する。
	(エ) 木曽病院	病院全体を見渡した上での中長期計画の策定及び実行責任者を明確にした上での具体的なアクションプランを作成していく必要がある。	「第四次長野県保健医療計画」の中で、「地域完結型病院としての充実」が位置付けられた。それに基づき、より具体的な中長期計画を策定し、管理者が中心となり、実施への取り組みを行っている。
イ 経営分析から みる各病院の特 徴	(ア) 須坂病院	給与比率を下げるのが最も有効であり、労働生産性をより向上させることが重要な課題である。	医業収入の増などにより、給与比率を下げた。 今後も引き続き医業収益の増加に取り組んでいく。 給与比率(退職金を除く) 平成14年度(63.5%) 平成15年度(56.8%)
	(イ) 阿南病院	医師の確保が最も重要な課題である。	平成15年4月において医師1名を増員するとともに、病院長・衛生部長を中心に関係大学への働きかけを行った。
	(ウ) こども病院	周産期医療及び高度小児医療の損益を区分して把握することにより、それぞれの診療分野に適合した目標管理を行う必要がある。	平成15年2月に導入したSPD(物流管理システム)により、病棟別の医療材料の動向を把握できるようにした。
ウ 病院の経営管 理の仕組み	(ア) 経営計画の策 定と進捗管理	①各現場レベルでの実行責任者を決めておき、年度毎に各部門、各現場レベルにおける具体的な行動計画と数値目標を設定することが必要である。 また、進捗管理方法については、木曽病院のように半期に一度は現場にフィードバックする目標管理の仕組みをつくるのが望ましい。	木曽病院、須坂病院及び駒ヶ根病院では実施済みであり、平成14年度から阿南病院で実施している。 こども病院では、部署ごとに業務改善スローガンを掲げ、1年間の目標に対する達成状況を発表できるよう進めるとともに、月毎の収益と費用を比較した損益勘定を毎月の管理診療会議に報告してフィードバックしている。 ※
		②阿南病院は、医師の欠員状況を踏まえ、達成可能性を考慮し、また、こども病院は200床への増床時期等に未確定な部分があるため、現在の経営健全化計画を修正する必要がある。	阿南病院は、医師の確保等により健全化計画の目標値(損益)を達成する見込みである。 こども病院は、平成16年度に147床とするが、今後のその他増床計画には病院事業全体の収支状況を勘案する必要があり、現在の状況では、計画を明確にすることは難しい。※
	(イ) 部門別損益 管理	病院全体の損益管理から院内の各部門単位の損益管理へと展開させる仕組みを検討すべきと思われる。	経年変動による分析が可能となりアクションプラン作成にも有用である部門別損益計算書の作成を検討する。
エ 経営管理の観 点からみた負担 金	(ア) 負担金額の妥 当性	B型負担金の額については中長期経営計画と合わせ、5年間程度固定させ、経営改善の成果がストレートに反映される仕組みをつくり、努力の成果を病院や県民が納得できる評価システムを構築すべきではないかと考える。	平成13年度に負担金の算定方法を見直したところであり、平成15年度当初予算において、駒ヶ根病院については、平成14年度の精神部門の負担金額と同額を、また、阿南病院及び木曽病院については平成13年度の不採算部門及び精神部門の負担金額と同額の予算計上をすることとした。